

平成 24 年 4 月 27 日

## 神戸市におけるアクションプランの提案について

### 1. 提案の概要

平成 22 年 12 月 28 日に閣議決定された「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」のうち、ハローワークについての地方移管について、神戸市として取り組みを進める。

### 2. 提案理由

リーマンショック以降続く不況を反映して、生活保護受給者数が増加している。神戸市においても、その伸び率は高い（20 年度平均 26.5%→22 年度平均 29.5%）。特に失業等を理由とする「その他世帯」が 20 年 9 月の 3,636 世帯から、23 年 12 月には 6,532 世帯と、この期間中で実に 79.4%の伸びを示しており、これらの対象者に対する能力活用・指導が重要な課題となっている。

現在厚生労働省からの通知により、福祉事務所とハローワークとが協定を結んで要保護者の就労支援を行う「福祉から就労」支援事業を実施している。しかし、福祉事務所とハローワークとが離れており、緊密な連携が図りにくい状況にある。

そこで、福祉事務所にハローワークの職業相談・職業紹介機能を付加することにより、迅速かつ一体的に就労支援を行うことが期待できる。

### 3. 対象者

生活保護受給者等

### 4. 実施区

当初は一箇所で試行実施する。その後実施状況を見て、実施区の拡大を検討していく。

### 5. 体制

①区保護課内或いは区役所会議室等に、専用の相談窓口を設置する。

②専用窓口には、

- ・ハローワークより派遣されたナビゲーター1名、相談員1名が常駐し、相談・支援を実施する。うち、ナビゲーターは統括的な役割を担う。
- ・市からは福祉事務所就労支援員を配置し、一体的な就労支援体制をとる。

### 6. 実施内容

①事業内容

ア、「福祉から就労」支援事業の効果的実施

「福祉から就労」支援事業実施要綱に基づき、生活保護受給者等で a)稼働能力のある b)就労意欲がある c)就労阻害要因のない d)本事業への参加に同意している者に対し、市とハローワークとが連携して就労支援にあたる。

#### 1) 本市で実施する事項

福祉サービス・相談を実施しながら、ハローワークにおける職業相談・職業紹介が必要な方には専用窓口を紹介する。また、ハード面では新たな窓口を開設するための配線工事やブースの設置、ソフト面では、具体的な職業相談・職業紹介の手順を定める等受け入れ体制を整える。

#### 2) 国に実施していただきたい事項

職業相談・職業紹介を実施する。そのための照会端末・検索端末機の設置、派遣職員にかかる人件費や備品、専用回線設置工事代、通話代等の負担をお願いする。また、求職者支援訓練にかかる相談・支援を実施する。

#### 3) 本市と国が一体となって実施する事項

生活保護受給者等に対し、各種の生活相談と就労支援事業を一体的に実施。

### イ. 生活保護世帯等向け就職説明会の開催

生活保護受給者等で、不採用が続いている等、なかなか就職に結びつかない求職者向けに、企業による「企業が求める人材について」等の説明会を開催し、求職者がより積極的に求職活動に取り組めるよう支援する。

#### 1) 本市で実施する事項

就労支援が必要な被保護者等を抽出し、参加を促す。

#### 2) 国に実施していただきたい事項

生活保護受給者等向けに集団での就職相談や、職業訓練の紹介等の就労支援策の情報提供等を行う。

#### 3) 本市と国が一体となって実施する事項

説明会協力企業の確保などに連携して取り組み、一体的に相談会を実施する。

### ②協定の締結

神戸市長と兵庫労働局長との間で協定を締結する。

### ③運営協議会の設置・開催

神戸市職員、兵庫労働局職員とで運営協議会を設置し、定期的に情報交換等を行う。

また、区レベルでは区保護課職員とナビゲーター等とで情報交換やケース検討会などの会合を月一回程度定期的で開催するほか、ナビゲーター等による福祉事務所職員向けの技術的研修の実施などにより連携を深める。

## 7. その他

実施時期は、平成 24 年度中とする